

1 目的

都内公立学校における体罰の実態を把握し、事案に対して適切な対応を講ずることで、各学校で体罰の根絶に向けた取組を推進し、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにする。

2 方法等

- (1) 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 方法 ①児童・生徒、教員等からの日常的な情報提供  
②質問紙の配布及び聞き取りによる実態把握（令和4年12月）
- (3) 規模 都内全公立学校 2, 146校

3 体罰等の状況

行為者数（延べ人数）

|                             | H24年度         | R2年度       | R3年度       | R4年度       |
|-----------------------------|---------------|------------|------------|------------|
| 体罰<br>( )内は部活動の場面で<br>行った人数 | 182人<br>(87人) | 7人<br>(1人) | 7人<br>(1人) | 7人<br>(0人) |
| 不適切な指導<br>行き過ぎた指導           | 503人          | 61人        | 61人        | 78人        |
| 暴言等                         | 39人           | 78人        | 70人        | 116人       |

【体罰等の内容】

- 体罰を受けた児童・生徒は、9人
- 体罰が行われた場面は、授業等の教育活動中が7件であり、**調査開始後、部活動での場面で行われた体罰が初めて0件に**
- 体罰に至る原因は、指示に従わない3件、問題行動を止めるため2件、態度が悪い1件、その他1件
- 体罰に対する認識は、言葉で繰り返し言っても伝わらなかった4件、感情的になった2件、体罰とっていなかった1件
- 体罰により、傷害を負わせた事案は1件

(1) 令和4年度行為者数 校種別内訳

|                   | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|-------------------|-----|-----|------|--------|
| 体罰                | 3人  | 4人  | 0人   | 0人     |
| 不適切な指導<br>行き過ぎた指導 | 37人 | 31人 | 6人   | 4人     |
| 暴言等               | 48人 | 44人 | 22人  | 2人     |

(2) 令和4年度行為者数 年代別内訳

|                   | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代・70代 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 体罰                | 0人  | 1人  | 2人  | 1人  | 3人      |
| 不適切な指導<br>行き過ぎた指導 | 6人  | 18人 | 14人 | 16人 | 24人     |
| 暴言等               | 11人 | 23人 | 24人 | 29人 | 29人     |

※裏面の体罰分類基準参照

4 体罰等の根絶に向けた取組

- 令和5年6月に、全公立学校において、体罰根絶宣言ポスターを校内掲示やホームページ上で公表すること等をとおして、体罰根絶の宣言を実施
- 年2回の服務事故防止月間において、全公立学校教職員に対して、体罰防止等に係るセルフチェックを実施
- 服務事故防止研修の中で、暴言等にあたる具体的な文言例や児童・生徒の主な問題行動の背景・要因を踏まえた適切な対応例を示し、教職員への啓発を実施【新規】

5 児童・生徒の安全・安心な学校生活に向けた取組

- 児童・生徒に対して、嫌なことや困ったことがあったら、すぐに声をあげるよう、年2回校長講話等を実施
- 体罰等を受けた児童・生徒に対する養護教諭及びスクールカウンセラー等によるケアの実施
- いつでも、児童・生徒が、不安や悩みを相談できる窓口を紹介した相談シートを、年2回、児童・生徒に配布
- 令和5年度からは、体罰や性暴力を含めた児童・生徒からの相談を把握する相談シートを活用した総合的な実態把握へと移行

## 体罰分類基準

| 分 類     |           | 基 準                                                                                                               |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①体罰     |           | 懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為<br>【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立<br>(児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)               |
| ②不適切な行為 | ア 不適切な指導  | 児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使<br>【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する                                    |
|         | イ 行き過ぎた指導 | 運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導<br>【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導    |
|         | ウ 暴言等     | 教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動<br>【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する                 |
| ③指導の範囲内 |           | 注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使<br>【例】短時間正座させて説諭する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる(社会通念上妥当な範囲に限る。) |

■ 出典 体罰根絶に向けた総合的な対策（平成25年9月12日 東京都教育委員会）

※ 参照 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例(文部科学省)